

## 【資料 2】

### 秋田県下水道事業等ウォーター P P P 導入可能性基礎調査業務委託仕様書

#### 1 目的

秋田県（以下「県」という。）では、人口減少下においても県及び県内市町村が所管する下水道事業等\*の持続性を確保していくため、官民連携や広域化を進めてきたが、更なる効率化に向けて、維持管理と更新の一体的なマネジメントに民間のノウハウを活用するウォーター P P P の導入について検討を開始したところである。

本業務は、流域下水道における導入に向けた枠組みの整理と共に、広域的な取組の可能性を検討し、県内市町村も含めてウォーター P P P の導入に向けた具体的な議論を進めていくための基本案を取りまとめることを目的とする。

※下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業を指す。以下本仕様書において同じ。

#### 2 一般事項

##### (1) 技術者等の配置要件

秩序正しい業務を実施するため、本業務の特性を考慮し、専門的知識を有する技術者を次のとおり定め、発注者に通知するものとする。

- ① 本業務の管理及び統括等を行う責任者である管理技術者は、平成 31 年 4 月 1 日から参加資格確認申請書等の提出期限までの間に、国又は地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携手法の導入に関する調査、検討業務について元請けの技術者として従事し経験を有する者とする（完了した業務に限る）。
- ② 照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行うための知識及び技術を有する者とする。
- ③ 管理技術者、照査技術者は相互にこれを兼任できない。

##### (2) 業務計画書

受託者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。業務計画書には、下記事項を記載する。

- ① 業務概要
- ② 業務方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画

- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制

### (3) 成果物

受託者は、業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに次の成果物を納品するものとする。

- ① 報告書及び報告書概要版（紙媒体） 1部
- ② ①のデータを記録した電子媒体 2部

### (4) 再委託

契約書に規定する「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

また、「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、及び資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業とする。

### (5) 守秘義務

- ① 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- ② 受託者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ③ 受託者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ④ 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、秋田県個人情報保護条例等の関係法令を遵守しなければならない。

### 3 業務内容

#### (1) 基本事項の整理

令和5年度に国土交通省の先導的官民連携支援事業を活用して取りまとめた成果品や他の貸与資料を基に、県及び県内市町村が所管する下水道事業等の経営状況、施設状況、維持管理業況を把握し、課題を整理する。

#### (2) 流域下水道におけるウォーターPPPの枠組みの検討

##### ①各処理区における導入に向けた論点整理

現状の維持管理委託の状況や今後の大規模改築等の情報を勘案して、各処理区におけるウォーターPPPの導入の適否や導入時期の目安(優先的に導入を目指す処理区、中長期的に導入を目指す処理区等)を検討するとともに、導入に向けた論点を整理する。

##### ②対象施設・対象業務の検討

優先的に導入を目指す処理区として整理した箇所について、これまでの取組や(4)に示すマーケットサウンディングの意見を考慮して、ウォーターPPPを導入する効果が高い対象施設・対象業務を抽出する。

また、「処理区の全ての施設・業務を対象とした場合」と「対象施設・対象業務を精査して実施した場合」のメリット、デメリットを整理する。

##### ③ウォーターPPP(レベル3.5)の要件に関する基礎調査

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年度改定版)」において規定され、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.0版(国土交通省)」に詳細が記載された4つの要件のうち、「性能発注」、「プロフィットシェア」に関して、先行事例における契約内容や運用等を調査し整理する。

#### (3) 効果的手法の導入可能性の検討

##### ①広域化の枠組みの検討

県と県内市町村の連携により、一体的にウォーターPPPを導入する可能性について検討する。施設の整備状況や地域の事業者の状況等も考慮して、

広域的な取組の実現を目指す場合の最適なエリア設定の案や、導入までに想定されるプロセス等を取りまとめる。

#### ②他分野連携の論点整理

今後、県内市町村が具体的に検討を進める際には、「他自治体との連携（広域型）」と「自治体内での複数インフラ分野のバンドリング（分野横断型）」を比較して優位な手法を選択していくことが考えられる。下水道事業等以外のインフラとの包括的な導入を目指す場合の論点について、先行する他都市の事例等を踏まえて整理する。

### （４）事業発案段階マーケットサウンディング支援

#### ①サウンディング準備

事業発案段階のサウンディングとして適切な実施方法、対象者の選定、聴取項目を立案するとともに、サウンディング時に必要な資料を作成する。

#### ②サウンディング対応・取りまとめ

発注者が実施するサウンディングに同席<sup>※</sup>の上、実施を補助する。サウンディング終了後には要旨を分かりやすく取りまとめる。

※オンラインによる同席も可とする。ただし、オンライン参加とする場合には、適切に意思疎通が図れる体制を受注者が計画するものとする。

### （５）協議・取りまとめ

#### ①協議

初回、中間（２回）、最終の計４回とする。受注者が希望する場合はオンラインでの打合せも可能とする。

#### ②報告書作成

検討内容及び収集資料・参考資料等を整理し、報告書として取りまとめる。併せて、関係者協議や説明に用いることを目的とした報告書の概要版についても作成する。